

○十和田市十和田湖観光交流センター条例施行規則

平成26年 9 月 1 日

規則第28号

改正 平成31年 3 月 22日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、十和田市十和田湖観光交流センター条例（平成26年十和田市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館期間)

第2条 十和田市十和田湖観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）の開館期間は、通年とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。

(平31規則14・一部改正)

(開館時間)

第3条 観光交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、交流室1及び交流室2の開館時間を午前9時から午後9時までとすることができる。

(使用の許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項前段の許可を受けようとする者は、十和田市十和田湖観光交流センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、使用する日の3日前までに行わなければならない。ただし、市長が観光交流センターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、使用の目的及びその内容を審査し、適当と認めたときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用許可書（様

式第2号)を申請をした者に交付するものとする。

(使用の許可事項の変更等)

第5条 条例第5条第1項前段の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用許可事項変更許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用許可事項変更許可書(様式第4号)を申請をした者に交付するものとする。

3 使用者は、観光交流センターの使用を取り消すときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用取消届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 使用者は、第1項の申請書又は前項の届出書を提出するときは、前条第3項の許可書又は第2項の許可書を添付しなければならない。

(使用の許可の取消し等の通知)

第6条 市長は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限するときは、その理由を付して使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市が主催し、又は国若しくは地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額

(2) 収益を目的としない団体等が観光の振興又は地域社会の活性化に寄与するために使用する場合 使用料の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 市長が定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、十和田市十和田湖観光交流センター使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用料減免決定通知書（様式第7号）により申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第8条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合
使用料の全額

（2） 使用日の15日前までに第5条第3項の届出書の提出があった場合
使用料の全額

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合
使用料の100分の30に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、十和田市十和田湖観光交流センター使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用料還付決定通知書（様式第9号）により申請をした者に通知するものとする。

（職員の立入り）

第9条 使用者は、管理上の必要による職員の立入りを拒んではならない。

（点検）

第10条 使用者は、条例第11条の規定により原状に回復したときは、直ちに職員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第11条 観光交流センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに十和田市十和田湖観光交流センター損傷等届出書（様式第10号）を市長に提出

し、その指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理を行わせた場合の開館時間等)

第12条 条例第13条の規定により指定管理者に観光交流センターの管理を行わせることとした場合の観光交流センターの開館時間は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める開館時間を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平31規則14・追加)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平31規則14・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成26年10月8日から施行する。

附 則 (平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。